

経産省前テントひろばニュース  
テント強制撤去から3452日原発再稼働糾弾！

第328号

編集・発行  
テントひろば運営委員会

## 中道の結成で原発どうなる？－衆院選で各党の政策を比べてみよう－

自民党は原発について「原子力規制委員会により厳しい安全性基準への適合が認められた原子力発電所については、立地自治体等関係者の理解と協力のもと再稼働を進める」と、これまで通りの方針を政権公約に掲げた。

使用済み核燃料を再処理する核燃料サイクルを推進するほか、「新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・設置に取り組む」と、従来の原発推進の政策を今も踏襲した。

ところが、次世代革新炉以外の従来型原発の建て替え(リプレース)や新設・増設については、石破政権下の前回の衆院選(24年10月)と同様、明記しなかった。原発のリプレースや新增設の是非は議論が分かれるデリケートな問題だからだろう。再稼働が進んだためか、前回あった「既存の原子力発電所を最大限活用する」という文言も消えた。「再生可能エネルギーの主力電源化」は今回も残り、「地域との共生と国民負担の抑制を図りながら導入を進める」とした。自民としては再エネに後ろ向きと見られたくないのだろう。

高市首相は原発に積極的で、昨秋の自民党総裁選では「20年代後半に小型モジュール炉や高温ガス炉など次世代革新炉にしっかりと投資していく」などと持論を展開した。しかし、今回の衆院選では1月26日の日本記者クラブ主催の党首討論会でも、高市首相から原発について目立った発言はなかった。

「原発ゼロ」は消えたが

立憲民主党と公明党が結成した中道改革連合は基本政策に「将来的に原発に依存しない社会を目指しつつ、安全性が確実に確認され、実効性のある避難計画があり、地元の合意が得られた原発の再稼働」を掲げた。

中道の本庄知史・共同政調会長は、1月22日の政策発表の記者会見で「基本政策には『安全性が確実に確認され』と、『確実に』を入れている。むしろ、(従来の立憲の政策よりも)少し強めている。(浜岡原発のデータ不正などで)安全確認に不安が広がっている。やはり確実な確認が重要だと、原発への慎重姿勢を強調した。

これまで立憲は綱領に「原子力エネルギーに依存しない原発ゼロ社会を一日も早く実現する」と明記してきたが、中道の綱領や基本政策に「原発ゼロ」の文言は入らなかった。

この点を記者会見で問われると、安住淳・共同幹事長は「将来的に原発に依存しない社会を目指すと明記しているので、変更はないと思う。ここは公明党とも合意しているが、再稼働に関しては地

元の合意を得て丁寧にやっていくと明記しているので、それほど大きな転換になったと思っていない」と述べた。

以上、毎日新聞「経済プレミア編集部」川口記者の記事より

## 柏崎刈羽原発6号機7号機

### 運転差止裁判控訴審の報告 記：藤原節男

冒頭、裁判長は、控訴人側、被控訴人側の提出資料の確認をした。裁判長は、被控訴人側反論がないことを確認した後、「判決日は3月某日(本日の控訴側からの追加申し出は、慎重に検討するが、追加の証人申請は、認めない。本日を持って結審)」として、審議を打ち切ってしまった。…(中略)今後の裁判では、「(東電虚偽申請を受理・認可した)原子力規制委員会を被告とする新たな裁判」を模索中。みなさまのご協力をお願いします。

### 控訴理由書

#### 第1はじめに

原判決はいかに重大な事実誤認をしているのかを明らかにする。

その内容としては、大きく分けて、第一に被控訴人が主張して原判決が全面的に容認した耐震基準の問題がまちがっていること、第二に福島第一原発3号機の爆発は水素爆発ではなく核爆発であり、柏崎刈羽原発6号機7号機も福島第一原発3号機と同じ構造であるため、いつ核爆発をおこしてもおかしくないこの2点である。

#### 第2原判決が認定した耐震基準の誤り

##### 1 原判決の認定

###### (1) 総論的部分

原判決は、「原子力規制委員会は、本件各原子力炉施設につき、被告が策定した本件基準地震動及び本件基準津波が設置許可基準規則に適合し、その他安全性に関しても原子炉等規制法43条の3の6第1項各号に規定すると判断して、設置変更許可をしているのであるから、被告において、本件原子炉施設が原子力規制委員会の制定した安全性の基準に適合することにつき、一応の主張立証が尽くされたということができる。」(25~6頁)と判示した。

###### (2) 各論的部分 …(略)

##### 2 原判決に対する根本的な疑問

国の原子力規制機関が制定した安全性の基準に適合していても事故は起きたのであり、原子力規制委員会の制定した安全性の基準は事故を防ぐ基準ではなかったことが明らかとなった。…(中略)

従って、安全基準でもなんでもない、原子力規制委員会の制定した安全性の規制基準(技術基準)に適合していたとしても、単に事故が起こる可能性が低くなつたというに過ぎず、事故は防げない。…(中略)

地震と津波に関してはデータがあるのは、たかだかか1000年強に過ぎず、それ以前のことはデータがない以上、原子力規制委員会の制定した安全性の基準も最大限に評価しても、せいぜい「直近1000年の地震、津波を(裏面へ)

前提とする限りは安全」と言えるに過ぎない。さらに、実際、福島第一原発1号機から3号機の3基、東日本大震災により、炉心溶融事故が発生している。従って、原判決の地震に対する安全性、津波に対する安全性に関する判旨は、すべて取り消されなければならない。

### 3 るべき安全基準

#### (1) 耐震基準の現状と疑問

「断層が動いて地震を引き起こす」のではなく、「別の原因で地震が生じ結果、地震が原因で活断層が生じた」という可能性もあり、一概に断層が先である旨、決めつけることはできない。… (中略)

#### (2) 地震学への新たな試み

… (前略) …大陸プレート内の地震も、活断層が動いて、地震を引き起こすのではなく、地殻のひずみがたまっている地層境界面での水や温度、圧力が原因で、マグマ層を成長させ、そのマグマが潤滑剤となり、ハイドロプレーン現象のように地層が滑る。マグマ層の成長が原因で地震が生じ、その結果、地震が原因で、活断層が生じたということになる。

#### (3) 「原子力村」の体質、 (4) ラスマッセン報告とその破綻

-----以下 (4) ~ (7) は省略

#### (8) まとめ

… (前略) …日本の従来型軽水炉(PWR, BWR)、耐震性に重大な問題があり、日本の耐震基準による炉心溶融事故発生確率は、高いままである。炉心溶融事故発生確率は 10-3/炉・年より大きいと考えることができる。社会的許容限度をはるかに上回っている。

日本の従来型軽水炉(PWR, BWR)は、絶対に設置許可をしてはならない。

第3 控訴人の主張 福島3号核爆発に関する陳述は次号掲載予定

## ＝声明：柏崎刈羽原発の再稼働に抗議する＝

以下の声明は、東京電力柏崎刈羽原発が再稼働した19日に「国際環境NGO FoE Japan」、「原子力規制を監視する市民の会」、「規制庁・規制委員会を監視する新潟の会」が発表したものであり、経産省前テントひろばは本声明を支持する。

### 福島第一原発事故は終わっていない

2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれに続く東電福島第一原発事故から、もなく15年、…事故の責任を取らぬまま、また事故の収束が見通しすらたたないまま、別の原発の再稼働を行うことは許されない。

### 隠蔽や改ざん、相次ぐ不祥事

東電は、2002年、柏崎刈羽原発、福島第一・第二など計13基の原発で、ひび割れや故障を長年にわたり意図的に隠ぺいし、記録を改ざんしていたこと。福島第一原発事故では、早い段階で炉心溶融(メルトダウン)を認識しながらそれを公表しなかったことなど、隠ぺいや不祥事が多く発生しており、その能力やガバナンス、情報公開姿勢、安全文化の欠如を疑わせる結果となっている。柏崎刈羽原発においても、運転員のIDカード不正使用など、核セキュリティ上の杜撰な管理実態や不祥事が相次いで発覚するなど、一時は原子力規制委員会が、事実上の運転禁止命令を出す事態となっていた。

### 相次ぐ制御棒トラブル

1月17日、柏崎刈羽原発6号機において、…再稼働を急ぐ東電の姿勢は、安全性を軽視するものだ。

### 地震のリスク

…2007年の中越沖地震(M6.8)では、設計上の想定を超える揺れにあわれた。その後、東電は想定を見直したものの、50-60kmに及ぶ長大な海底活断層(佐渡海盆東縁断層)全体を評価したわけではなく、十分なものとはいえない。

### 事業者頼みの審査では安全は守れない

…柏崎刈羽原発6号機の相次ぐ制御棒のトラブルについても、規制委・規制庁は東電の発表を通じて状況を把握するのみであり、トラブルの根本原因を追及する姿勢を見せていない。このような規制のあり方では、原発の安全は守れない。

### 取り残される住民

…そもそも深刻な原発事故発生時に半径5km圏を即時避難したのは、屋内退避では被ばくを十分防ぐことができないからである。現在の計画は、原発の稼働ありきで、住民を被ばくから守るものではない。

### 行先なき「核のゴミ」

…「核のゴミ」の最終処分地の選定をめぐっては、地元の葛藤や分断といった大きな社会的な影響を生み出す。原発および核のゴミを、過疎に悩む地域に、交付金をつけて押し付けるような現在のやり方は許されない。

### 新潟県民は納得していない

…2025年3月には、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の是非を県民投票によって決めることを求める署名14万3,196筆が県議会に提出された。これは県民投票条例の直接請求に必要な約3万6,000筆を大きく上回るもので、再稼働是非の判断を県民自らが行いたいという県民の意思の表れである。

### 原発は必要ない 略

以上の理由から、私たちは改めて柏崎刈羽原発再稼働に反対する。東京電力は柏崎刈羽原発の稼働ではなく、福島第一原発事故の後始末と、被害者に対する賠償の貫徹に注力すべきである。◎

## 集会・行動予定

- ◆ 2月4日(水) 12時~13時  
原子力規制委員会前抗議行動(毎週水曜)
- ◆ 同日(水)  
日本原電本店前抗議 17:00~18:00  
(住友不動産秋葉原北ビル 台東区上野5-2-1)  
東電本店前抗議行動 18:45~19:45  
呼びかけ: 経産省前テントひろば、たんぽぽ舎 03-3238-9035
- ◆ 1月29日(木) 14時半~15時45分  
JKS47土月例祈禱会  
場所: 経産省本館正門前
- ◆ 1月30日(金) 17時~18時  
**経産省前抗議集会(毎週金曜)**  
主催: 経産省前テントひろば 場所: 経産省正門前  
◎ 経産省前の座り込み行動は、平日:12時~16時(月~木)、13~17時(金)◎
- ◆ 同日(金) 18:30~19:45  
「柏崎刈羽原発動かすな」抗議行動  
場所: 首相官邸前
- ◆ 2月6日(金) 18:15~19:15  
「柏崎刈羽原発動かすな」抗議行動  
場所: 首相官邸前
- ◆ 2月22日(日) 12時~15時  
脱原発・青空川柳句会  
主催: 経産省前テントひろば・乱鬼龍
- ◆ 2月10日(火) 14時~ 井戸川裁判  
東京高裁101号法廷 13時30分までに来廷  
抽選or先着順
- ◆ 3月7日(土) とめよう原発3.7全国集会  
会場: 代々木公園にて 11時~14時半  
テントひろばのブース出展を予定しています。
- ◆ 3月11日(水) 14時から16時  
3.11ふくしま原発事故から15年、経産省前抗議集会

### «経産省前テントひろば»

住所: 〒105-0003 港区西新橋1-21-8 新虎ビル2F  
・電話: 070-6473-1947  
・郵便振替口座: 00160-3-267170  
・口座名義: 経済産業省前テントひろば  
WEB: <http://tentohiroba.tumblr.com/>  
Mail address: tentohiroba@gmail.com